工事請負契約等に係る入札参加停止

競売入札妨害又は談合等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行うこととしました。(1件1者)

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号(競売入 札妨害又は談合)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社錢高組	6 か月
代表者氏名	代表取締役社長 錢高 久善	
本店所在地	東京都千代田区一番町 31	

3 入札参加停止の理由

錢高組の元支店長は、近畿中部防衛局が発注した「岐阜(2)評価施設新設建築その他工事」において、近畿中部防衛局建築課長(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で在宅起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年6月23日から令和4年12月22日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第6号

措置要件	措置期間
有資格業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の	6か月以上24か月以内
容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起さ	
れたとき。	